

(第 2 部)

情報システムに係る財務に関する事務の執行について

目

次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 監査対象期間	1
4. 監査対象部局と監査対象のシステム関連業務及び情報システム	1
5. 特定の事件を選定した理由	1
6. 監査の方法	2
7. 外部監査の実施期間	2
8. 補助者	2
9. 利害関係	3
第2 情報政策の概要	4
1. 船橋市の情報化推進計画基本方針	4
2. 船橋市の情報化推進の組織・人員	4
3. 船橋市のシステム概要	6
4. 情報関連投資額	9
第3 外部監査の対象業務及び対象システムの概要	11
1. 電子行政推進課	11
2. 障害福祉課、介護保険課、児童家庭課	12
第4 システム監査の結果	14
1. 全庁共通の事項	14
2. 電子行政推進課	27
3. 障害福祉課、介護保険課、児童家庭課	36

情報システムに係る包括外部監査の結果報告書

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

情報システムの財務に関する事務の執行

3. 監査対象期間

平成17年度の執行分（必要に応じて他の年度についても対象とする）

4. 監査対象部局と監査対象のシステム関連業務及び情報システム

企画部電子行政推進課、健康福祉局福祉サービス部障害福祉課、健康福祉局福祉サービス部介護保険課、健康福祉局子育て支援部児童家庭課

監査対象としたシステム関連業務及び情報システムについては、次表に記述した。

NO	監査対象のシステム関連業務及び情報システム	監査対象部局
1	・全庁セキュリティマネジメント	電子行政推進課
2	・基幹系住民記録システム ・基幹系税総合システム（市県民税システム、固定資産税システム、法人市民税システム、軽自動車税システム、国民健康保険システム等） ・基幹系内部事務システム（人事給与システム、財務会計システム等） ・基幹系その他システム	電子行政推進課
3	・情報系ネットワークシステム	電子行政推進課
4	・障害者検索システム	障害福祉課
5	・介護保険システム	介護保険課
6	・児童扶養手当管理システム	児童家庭課
7	・母子寡婦福祉資金貸付システム	児童家庭課

5. 特定の事件を選定した理由

船橋市（以下、「市」という）ではコンピュータシステムを中心とした情報システムが行政運営にとって不可欠のものとなっている。このため、情報システムに対しては、構築、運用等に対して多額の支出を行っている。情報システムの構築、運用等については、経済性、効率性が求められることはもとより、有効性についても検討される必要があるものである。

また、情報システムは、事故や災害等により障害が発生した場合に、行政事務や市民の生活に与える経済的、質的な損失が非常に大きいと思われる。さらに、情報セキュリティに問題がある場合は、市民の個人情報など重要な情報が漏えいする可能性もあり、第三者の目で検証することは意義あることと判断した。

6. 監査の方法

(1) 監査の要点

情報システムの調達の適切性

情報システムの調達に関する契約手続及び支出手続が、市の条例・規則・規程等に準拠して運用されているかどうか。

- ・業者選定方法及び契約事務手続における条例等の遵守性と妥当性
- ・システム機器及びソフトウェアの購入、リース、レンタル契約における条例等の遵守性と妥当性
- ・情報システムに係る業務委託に関する契約における条例等の遵守性と妥当性及び外注管理の適切性

情報セキュリティ

法制度、総務省、経済産業省等の基準及びシステム監査基準に照らして、市の条例・規則・規程やその運用状況に不備な点がないかどうか。

- ・情報セキュリティマネジメントに関する組織、規程の整備状況及び管理運用状況
- ・セキュリティ事故、システム障害等に対する管理体制の整備・運用状況
- ・情報システム機器の管理体制
- ・職員に対する情報化及び情報セキュリティ教育の実施状況

情報システムの有効性

情報システム導入により期待された効果があがっているかどうか。

(2) 主な監査手続

関係諸法令、組織、管理方法等に関して、関連部署の責任者及び担当者に対するヒアリング
情報システムの調達に関する事務処理に関して、担当者への質問、契約書その他資料の査閲、
関連諸法令・規則への準拠性の検討

監査対象とした業務システムの運用実態の現場視察

7. 外部監査の実施期間

平成 18 年 7 月 5 日から平成 19 年 2 月 1 日まで

8. 補助者

公認会計士	畝井 俊樹
〃	梅里 悦康
システム監査技術者	山田 浩二

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 報告書中の数値は、端数処理等の関係で総額と内訳の合計が一致していない場合がある。

第2 情報政策の概要

1. 船橋市の情報化推進計画基本方針

市は市全体の情報化を推進するため基本方針となる船橋市情報化推進計画を策定している。本計画は基本計画と事業計画からなる。

基本計画は情報化推進施策について基本方向を示すもので、計画期間は平成14年度から平成18年度までとしている。事業計画は基本計画に基づき具体的な事業を定めるもので、計画期間は平成14年度から平成16年度までの3年間としている。事業計画は、平成17年度から船橋市総合計画のうちの実施計画のなかに組み込まれている。これに含まれている情報化推進の具体的な計画事業は以下のとおりである。

表 情報化推進の具体的な計画事業

事業名	事業概要	平成21年度までの実施内容
消防体制の充実強化 小分類4 消防通信指令体制の充実強化		
総合消防情報システム整備事業 [消防局指令課]	消防指令管制システムをより高機能な新システムに更新する。	平成18年度に更新 平成19年度から運用開始
ライフステージに応じた学習機会の拡充と学習環境の整備 小分類2 学習環境の整備		
公共施設予約システムの構築 [社会教育課・生涯スポーツ課]	スポーツ施設と公民館等を一元化したインターネットによる予約システムを構築する。	平成18年度から開発、運用開始
いつでも、どこでも、楽しめる生涯スポーツ・レクリエーションの振興 小分類1 生涯スポーツ・レクリエーション推進体制の整備		
公共施設予約システムの構築 [社会教育課・生涯スポーツ課] (再掲)	スポーツ施設と公民館等を一元化したインターネットによる予約システムを構築する。	平成18年度から開発、運用開始
高度情報社会の構築 小分類2 地域情報化を推進する情報システム等の整備		
電子申請システム導入事業 [電子行政推進課]	市役所への行政手続きの一部をオンラインにより行うことを可能にする。	平成18年度から実施 (千葉県及び県内市町村の共同システムを利用)

(出典：船橋市総合計画のうちの実施計画(平成18年度～平成21年度))

2. 船橋市の情報化推進の組織・人員

市は情報化を推進するために、次のような体制をとっている。

■ IT 高度利用協議会

市の情報化推進計画に関すること及び情報化に関する施策の総合調整と推進に関すること等を所掌する組織として、助役を会長とし部長クラスで組織する「IT 高度利用協議会」を平成 15 年度に設置している。

■ 電子行政推進課

電子行政推進課では、基幹系システム（住民記録システム、税総合、内部事務）及び情報系ネットワークシステム（情報系 LAN¹など）の企画²、開発³及び運用・維持管理⁴を行っている。さらに、同課では、原則として各活用課で所管するシステムの調達⁵を行っている。

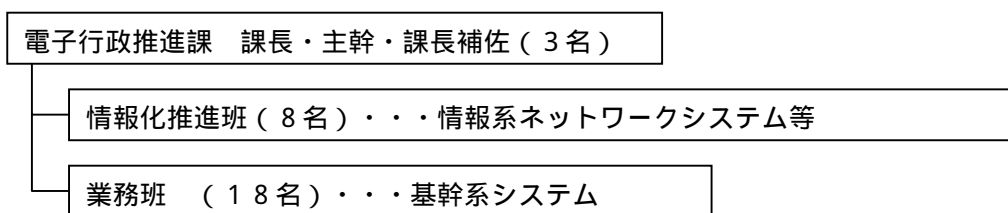
■ 各活用課

各活用課では、基幹系システム及び情報系ネットワークシステムの利用及び活用課で所管するシステムの利用⁶、運用・維持管理を行っている。ただし、電子行政推進課を除きシステム専従者はいない。

【市役所のシステムに関する組織】

情報化推進の協議組織	IT 高度利用協議会
IT 高度利用協議会の事務局	電子行政推進課
基幹系システム、情報系ネットワークシステム等の企画、開発、運用・維持管理 各活用課所管システムの調達	電子行政推進課
基幹系システム、情報系ネットワークシステムの利用 各活用課所管システムの利用、運用・維持管理	各活用課

【電子行政推進課の組織】（平成 18 年 4 月 1 日現在）



¹ LAN (Local Area Network) : 市役所などの限定された範囲内でコンピュータ等の関連機器間の情報交換を行うネットワークのこと。

² 企画 : 開発目的、開発費用、開発期間などを含め、どのようなシステムを構築するかを検討すること。

³ 開発 : 企画に基づき、具体的なソフトウェアの設計を行い、実際にソフトウェアを作成すること。

⁴ 運用・維持管理 : データ等のバックアップ、ハードウェア及びソフトウェアの維持、障害発生への対応、機能の拡張等を行うこと。

⁵ 調達 : システム稼動に必要なハードウェアやソフトウェアなどを業者から購入したり、リース業者から借り受けること。

⁶ 利用 : 完成したシステムを使用すること。

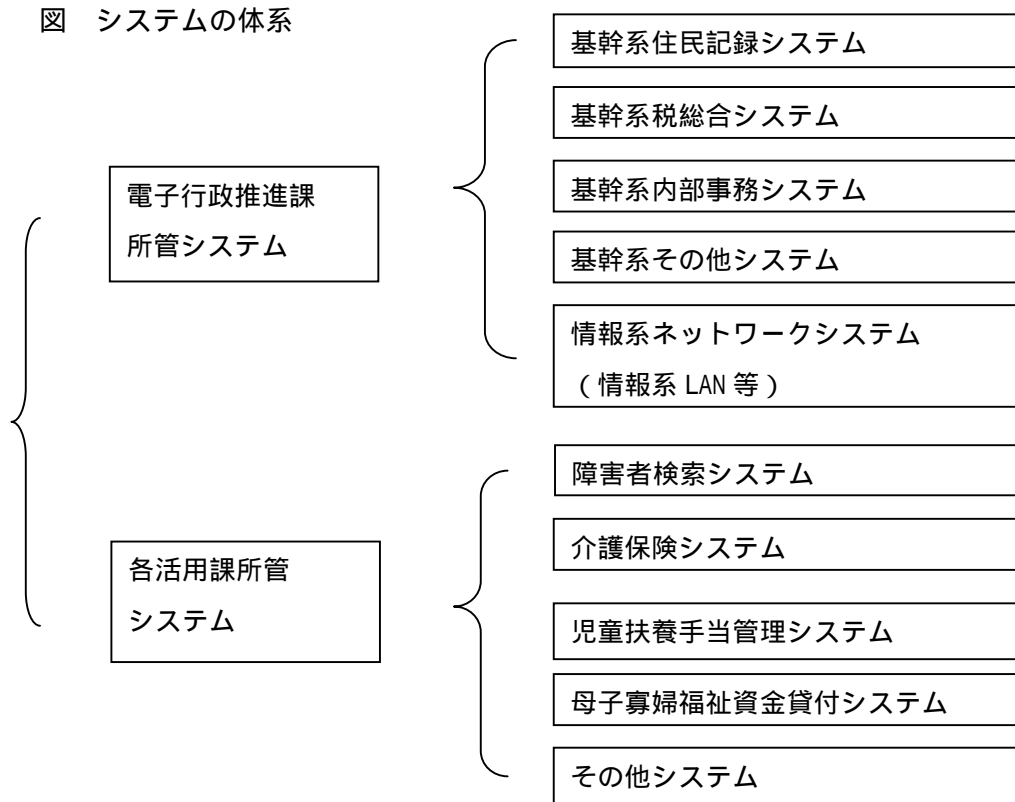
3. 船橋市のシステム概要

市で運用されているシステムは、汎用機システムとクライアント・サーバシステム⁷（パソコン単体処理を含む。以下、同様。）に大別される。

汎用機システムは、電子行政推進課が所管する基幹業務のためのシステムであり、電子行政推進課長が情報システム管理者となっている。

クライアント・サーバシステムは、主に活用課が所管する個別業務のためのシステムで、汎用機と連携又は個別稼働し活用されている。各活用課の課長が情報システム管理者となっている。

図 システムの体系



(1) 電子行政推進課所管システム

電子行政推進課が所管するシステムには、基幹業務のための大規模システムである基幹系住民記録システム、税総合システム及び基幹系内部事務システム並びに情報系業務のためのネットワーク等がある。電子行政推進課所管システムは以下の通りである。

⁷ クライアント・サーバシステム：1台または複数のサーバとパソコン（クライアント）が接続されたコンピュータネットワークで業務を処理するシステムのこと。

表 電子行政推進課所管システム

システム名称	
基幹系住民記録システム	住民票システム・印鑑登録システム
	外国人登録システム
	住民記録システム・戸籍システム
基幹系税総合システム	固定資産税・償却資産税システム
	市県民税システム
	法人市民税システム
	軽自動車税システム
	宛名システム
	収納消込滞納整理システム
	国民健康保険システム
	介護保険システム
	国民年金システム
基幹系内部事務システム	財務会計システム
	人事給与システム
基幹系その他	選挙事務システム
	生活保護システム
	高齢者福祉システムなど
基幹系基盤	汎用機管理
	基幹系 LAN 管理
情報系ネットワークシステム	グループウェアその他
	ホームページ
	情報系庁内 LAN 管理

(出典：船橋市情報処理業務の概要 (平成15年度版))

(2) 各活用課所管システム

各活用課が所管するシステムには、個別業務のためのクライアント・サーバシステムである住民基本台帳ネットワークシステムや出版物作成システムなどがある。各活用課所管システムは以下の通りである。

表 各活用課所管システム

所管部	所管課	システム名称
市民生活部	戸籍住民課	住民基本台帳ネットワークシステム
市長公室	広報課	出版物作成システム
		広報送先名簿システム

所管部	所管課	システム名称
総務部	行政管理課	例規集データベースシステム
総務部	職員課	再任用職員総合情報システム 臨時職員給与システム
税務部	固定資産税課	家屋調査システム
税務部	納税課	滞納整理システム
保健所	保健所総務課	保健所関連システム
医療センター	事務局総務課	オーダーリングシステム 医事会計システム 財務管理システム 栄養管理システム
健康部	健康増進課	保健総合システム
健康部	国民健康保険課	老人医療システム
福祉サービス部	障害福祉課	障害者検索システム
福祉サービス部	介護保険課	介護保険システム
子育て支援部	児童家庭課	児童扶養手当管理システム 母子寡婦福祉資金貸付システム 乳幼児医療費・母子家庭等医療費助成システム 乳幼児医療助成システム（Web ⁸ 福祉システム）
子育て支援部	保育課	保育システム
都市計画部	技術管理課	設計積算システム 検査台帳システム
都市計画部	都市計画課	都市計画地理情報システム Web GIS ⁹ システム
建築部	建築指導課	建築確認事務処理システム 過去物件検索システム 建設リサイクル法管理システム 定期報告台帳システム
消防局	総務課	退職報奨金請求システム
学校教育部	保健体育課	中学校給食システム 小学校給食管理システム
生涯学習部	生涯スポーツ課	スポーツ施設管理システム
図書館	北図書館	図書館システム

⁸ Web：庁内 LAN 等のコンピュータネットワークを經由してサーバへ接続を行い、閲覧用のブラウザソフトウェアを用いて業務を行うこと。

⁹ GIS（Geographical Information System）：地理情報をデジタル化し、様々な地理的位置や、空間に関する情報をもった自然、社会、経済等に関するデータを統合した情報システムのこと。

所管部	所管課	システム名称
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙投票管理システム

4. 情報関連投資額

(1) 船橋市の情報関連投資額の年次推移

電子行政推進課作成の「年度別予算額」によると、平成13年度～平成18年度の電子行政推進課の情報化予算は以下のとおりである。なお、当該課所管システム以外のシステムの運用・維持費は含まれない。

表 電子行政推進課の情報化予算 (単位：千円)

	平成13年度予算	平成14年度予算	平成15年度予算	平成16年度予算	平成17年度予算	平成18年度予算
報償費	-	-	-	-	-	735
旅費	363	280	373	468	421	421
需用費	39,769	42,039	41,030	34,300	29,877	29,874
役務費	34,387	31,603	38,664	36,576	35,632	59,271
委託料	234,856	165,474	165,403	137,958	143,582	165,144
使用料及び賃借料	751,167	747,992	717,042	714,889	668,727	634,021
工事請負費	-	-	-	-	6,300	-
備品購入費	10,776	12,127	5,301	15,177	4,817	23,130
負担金補助及び交付金	405	563	530	620	555	9,750
合計	1,071,723	1,000,078	968,343	939,988	889,911	922,346
所管課	企画部企画調整課 電子行政推進班 総務部情報処理課 (*)	企画部企画調整課 電子行政推進班 総務部情報処理課 (*)	電子行政推進課	電子行政推進課	電子行政推進課	電子行政推進課

(*)平成13年度、平成14年度は、企画部企画調整課電子行政推進班、総務部情報処理課の所管分である。

費目の内容は以下のとおりである。

需用費：帳票・印刷費等

役務費：通信の回線使用料

委託料：システム開発改修の委託費、機器・ソフトの保守料、派遣要員人件費

使用料及び賃借料：機器のレンタル・リース料

備品購入費：機器購入費

平成 17 年度の使用料及び賃借料の減少は、汎用機の更新等によるものである。

平成 18 年度の役務費の増加は、本庁と外部施設間の回線高速化によるものである。平成 18 年度の委託料の増加は、外字コード整理委託、保健総合システム改善等によるものである。

第3 外部監査の対象業務及び対象システムの概要

1. 電子行政推進課

(1) 全庁情報セキュリティマネジメント

平成16年8月に、市の行政全般に係る情報セキュリティ対策を実施するに当たり遵守すべき事項及び判断等の統一的な基準に関する事項を定めた情報セキュリティ対策基準が策定された。情報セキュリティ対策基準には、本市における情報セキュリティに関する最終決定権限及び責任を有する最高責任者（CIO¹⁰）などの体制や、CIOが委員長となる情報セキュリティ委員会の開催などが定められている。電子行政推進課は、情報セキュリティ委員会の庶務事項を担当する。

電子行政推進課は、情報セキュリティ対策基準の策定に伴い、平成16年10月にクライアント・サーバシステムを導入・運用している活用課18課に対し、情報セキュリティ実施手順書の作成を依頼するとともに協力要請のあった活用課に対しては、情報セキュリティ実施手順書の作成に対する助言・指導を行った。

(2) 基幹系システム（電子行政推進課）

基幹系システムは、基幹系住民記録システム、基幹系税総合システム、基幹系内部事務システム及び基幹系その他システムからなる。

基幹系住民記録システムは、住民記録、印鑑登録、外国人登録等の各システムから構成される。基幹系税総合システムは、市県民税、固定資産税、国民年金、国民健康保険、介護保険等の各システムから構成される。基幹系内部事務システムは、財務会計、人事給与の各システムから構成される。基幹系その他システムは、選挙事務、高齢者福祉などから構成される。これらの基幹系業務システムは、大型汎用機で稼動するシステムである。大型汎用機と連携するクライアント・サーバのシステムが構築され各活用課で運用維持管理を行っている。

基幹系住民記録システムは、住民情報（氏名、住所、生年月日、性別等）が収録され、戸籍住民課、船橋駅前総合窓口センター等の職員が利用している。基幹系税総合システムの税関連システムは、市県民税、固定資産税などの情報が収録され、市民税課、固定資産税課、納税課、船橋駅前総合窓口センター等の職員が利用している。基幹系税総合システムの保険関連システムは、国民年金、国民健康保険、介護保険などの情報が収録され、国民年金課、国民健康保険課、介護保険課、船橋駅前総合窓口センター等の職員が利用している。基幹系内部事務システムの財務会計システムは、予算編成、予算管理、歳入管理、歳出管理、決算管理などの事務処理のためのシステムで、財政課、契約課、会計課、財務課及び各課の職員が利用している。基幹系内部事務システムの人事給与システムは、人事システム、給与システムからなり、人事給与事務を管理するシステムで、職員課等の人事担当課職員が利用している。

(3) 情報系ネットワークシステム（電子行政推進課）

情報系ネットワークシステムは、グループウェア、ホームページ等からなる。

¹⁰ CIO(Chief Information Officer)：庁内の情報システムや情報の利用を統括する最高情報統括責任者のこと。

グループウェアは、庁内の電子掲示板、電子メールの機能があり、各課の職員が利用している。ホームページは、インターネット上のホームページであり、市民等が利用している。

2. 障害福祉課、介護保険課、児童家庭課

(1) 障害者検索システム(障害福祉課)

平成 15 年 4 月に中核市となったことに伴い、障害者手帳の作成業務が千葉県から市へ委譲された。障害福祉課は、この業務に対応するため、障害者検索システムを導入することとなった。システムの導入にあたっては、業者選定委員会を組成するなどにより、プロポーザルコンペ方式により A 社製システムを選定した。

障害者検索システムは、障害者手帳の発行、助成金の管理などの事務処理のためのシステムで、障害福祉課、船橋駅前総合窓口センター、健康増進課などに所属する約 50 名の職員及び非常勤職員に利用されている。

(2) 介護保険システム(介護保険課)

平成 11 年に導入された介護保険システムは、平成 18 年 4 月に改正介護保険法施行に伴う制度変更に合わせ、ソフトウェア、ハードウェアともに更改された。新システムの導入にあたっては既存システムとの並行稼動が不可欠であり、制度変更に係る事務の円滑な移行を確保するため、介護保険課は、更改前システムの導入・保守業者である B 社製のシステムを随意契約により導入することとなった。

介護保険システムは、介護保険の申請、認定、通知などの事務処理のためのシステムで、介護保険課、高齢者福祉課、船橋駅前総合窓口センターなどに所属する 60 名強の職員及び非常勤職員に利用されている。

(3) 児童扶養手当管理システム(児童家庭課)

平成 14 年 8 月に児童扶養手当の認定等に関する事務は、県から市へ委譲されることとなった(全国一律)。これに伴い千葉県は、委譲後の事務に対応した情報システムを国庫補助事業によりモデル開発(C 社に委託)したが、この際に市は県から依頼され、事務処理の説明、基幹系住民記録システムとの連携、テストへの参加等の協力を行った。システムは、本市仕様で開発され、完成後、市は C 社から随意契約により当システムを購入した。

児童扶養手当管理システムは、児童扶養手当の認定や支給などの事務処理のためのシステムで、児童家庭課に所属する数名の職員に利用されている。

(4) 母子寡婦福祉資金貸付システム(児童家庭課)

平成 15 年 4 月に中核市となったことに伴い、母子寡婦福祉資金貸付業務は千葉県から市へ委譲された。児童家庭課は、県が導入を予定していた C 社製のシステムを随意契約で一部カスタマイズ¹¹したうえで導入した。

¹¹ カスタマイズ：ユーザの要求に合わせてソフトウェアを作り変えること。

母子寡婦福祉資金貸付システムは、母子寡婦の認定、貸付、償還金(返済)管理などの事務処理のためのシステムで、児童家庭課に所属する数名の職員に利用されている。

第4 システム監査の結果

1. 全庁共通の事項

(1) 調達の適切性

システム導入時の委託契約の締結(意見)

【現状・問題点・リスク】

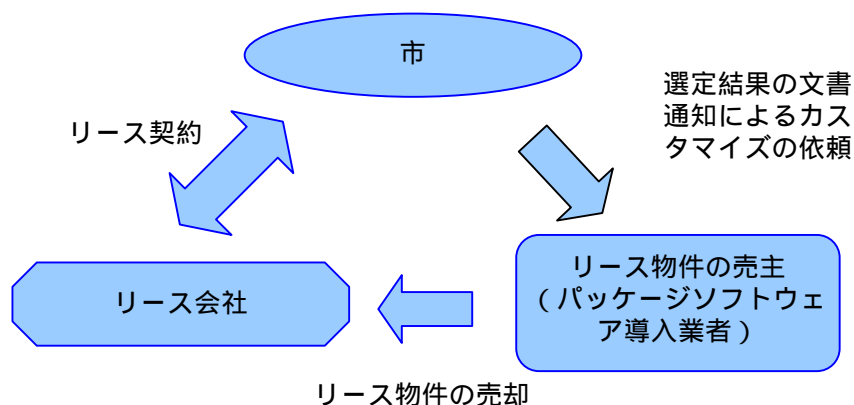
障害者検索システムの選定に当たり、当システムの所管である障害福祉課だけでなく、企画調整課、情報処理課(現：電子行政推進課)の代表等からなる業者選定委員会が設置された(平成14年6月1日)。障害福祉課は、他自治体で導入実績のある業者(5社)に対して RFP¹²を提示し、業者に提案書を求めた上でプレゼンテーションを実施させた。業者選定委員会事務局は、提案書とプレゼンテーション内容を評価し、その結果を基に業者選定委員会(平成14年7月12日開催)が、業者を1社選定した。

障害福祉課は、選定した業者が提案したパッケージソフトウェアに対し、帳票、操作性などに関するカスタマイズを依頼したが、業者には選定結果を文書通知しただけで、カスタマイズの依頼に関する契約は締結しなかった。

市は、パッケージソフトウェアの導入に当たり、パッケージソフトウェアをリース会社とリース契約を締結する場合に、一般的にリース物件の売主となるパッケージソフトウェア導入業者とカスタマイズに関する契約を締結していなかった。

リース契約における市とリース会社、売主との関連は、次の図のとおりである。

図 リース契約における市と事業者関連図



パッケージソフトウェアのカスタマイズに関する契約を締結しない場合、カスタマイズ作業に関し、責任の所在や著作権等の権利関係等が不明確となり、市と業者との間で紛争が起きる可能性がある。

電子行政推進課では、契約締結せずにカスタマイズを依頼することの問題に気づき、今年度より他課についても業者と契約を締結するよう指導を行っているとのことである。ただし、リースを前提としたときのパッケージソフトウェアのカスタマイズを依頼する手続や契約の雛形は明

¹² RFP(Request For Proposal)：情報システムを調達する際に、ベンダーに提案書を作成させるためにシステムの概要や調達条件などの要求内容を記述した文書のこと。

文化していないために、全庁に徹底されない恐れがある。

【改善提案】

今年度から電子行政推進課では、リースを前提としたパッケージソフトウェアのカスタマイズを依頼する場合は、パッケージソフトウェア導入業者とカスタマイズに関する契約を締結することとし、活用課についてもそのような指導を行っているとのことである。

しかしながら、契約の締結が庁内で徹底されない恐れがあるため、カスタマイズを依頼する手続や契約の雛形などを全庁共通手続として策定することが望まれる。

正式な文書による業務委託の依頼(指摘事項)

【現状・問題点・リスク】

障害福祉課が所管する障害者検索システムの保守業務委託において、月1件程度のプログラム改修(帳票の印字位置変更、入力項目追加などの軽微な修正)が発生しているが、正式な依頼文書を作成せず、電話や打合わせにより委託業者にプログラム改修を依頼している。

介護保険課が所管する介護保険システムの運用支援業務において、パッケージソフトウェアのカスタマイズ、バージョンアップ等のシステム変更が頻繁に発生するため、委託業者のSE¹³が市に半常駐化している。軽微なシステム変更については、SEに書面で依頼する場合と口頭で依頼する場面がある。

児童家庭課が所管する児童扶養手当管理システムの保守業務委託において、統計情報(受給者数等)を出力するためのSQL¹⁴作成などを委託業者に依頼することがあるが、正式な依頼文書を作成せず、口頭により依頼を行っている。また、母子寡婦福祉資金貸付システムのプログラム改修についても正式な依頼文書を作成せず、電話により依頼を行っている。

このような電話や口頭による依頼では、委託業者にプログラム改修等のシステム変更内容が正確に伝わらず、市側のニーズが充足されないあるいは正確な検収が実施できないなどといった問題が発生する恐れがある。

【改善提案】

今回の監査対象とした全ての活用課(障害福祉課、介護保険課、児童家庭課)において、プログラム改修等のシステム変更に関する保守業務委託の内容が正式な文書により業者へ通知されていないことがわかったが、他の活用課所管システムにおいても同様な対応が行われているものと推測される。

プログラム改修等のシステム変更における責任の所在を明確にするために、保守業務委託に関する委託手続を全庁共通手続として策定し、正式な依頼文書に基づき必要なシステム変更を確実に委託業者に実施させるとともに依頼文書に基づく正確な検収を実施する必要がある。

(2) 情報セキュリティ

情報セキュリティの管理運営におけるPDCAサイクルの構築と継続的運用(指摘事項)

【現状・問題点・リスク】

¹³ SE(System Engineer) : システムの企画・設計やプロジェクト管理などを行う技術者のこと。

¹⁴ SQL(Structured Query Language) : データベースの操作を行うための言語のこと。

「船橋市情報資産の保護及び管理に関する規程」(抜粋)

(管理体制)

第3条 市長は、統一的な情報セキュリティを確保するため、全庁的な管理体制を整備する。

(情報セキュリティ対策)

第5条 市長は、改ざん、破壊等から情報資産を守るため、次に掲げる対策を講ずるものとする。

(1) 人的セキュリティ対策(情報セキュリティに関する権限及び責任並びに遵守すべき事項を明確に定め、職員に対する周知及び徹底を図るとともに、十分な教育研修等を行う対策をいう。)

(2) 物理的セキュリティ対策(情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損害、情報資産の利用の妨害等から保護するための物理的な対策をいう。)

(3) 技術的セキュリティ対策(情報資産を不正アクセス等から保護するための情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等の技術的な対策をいう。)

(4) 運用における対策(情報システムの監視、情報セキュリティ対策の遵守状況の確認等の対策をいう。)

(5) 緊急時における対策(緊急事態が発生した場合において、迅速かつ適切に対応するための危機管理体制の整備等の対策をいう。)

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第6条 市長は、情報セキュリティ対策を実施するに当たっての遵守すべき事項及び判断等の統一的な基準として情報セキュリティ対策基準(以下「対策基準」という。)を定めるものとする。

「船橋市情報資産の保護及び管理に関する規程」に基づき、平成16年8月に本市の情報セキュリティ対策の統一的な基準となる情報セキュリティ対策基準が策定された。

しかしながら、情報セキュリティ対策基準は、策定時に職員へ庁内回覧などによるタイムリーな周知が行われず、約1年半後の平成18年1月になってようやく全職員へ周知されることとなった。

全職員へ周知されるまでの約1年半は、情報セキュリティ対策基準に規定された情報セキュリティ対策が実施されなかったと思われる。

さらに、各活用課における情報セキュリティ実施手順書の整備状況が把握されていない、情報セキュリティの遵守状況に関する監査が実施されていないことなどから、全庁的な情報セキュリティ管理体制の整備は不十分であり、情報セキュリティ対策基準の全庁的な運用は実施されていないといえる。

【改善提案】

情報セキュリティ対策基準策定に関する職員への周知徹底は、セキュリティ意識の向上や遵守すべき事項の徹底を図るためにきわめて重要な事項である。基準が策定されたり、改訂されたりするときには、速やかに職員に周知徹底する必要がある。

そのうえで、統一的な情報セキュリティを確保するためには、全庁的な管理体制を整備し、管理に必要な PDCA サイクル¹⁵を構築し、継続的なサイクルの運用が必要となる。

PDCA サイクルの構築と継続的運用のために PDCA の各プロセスにおける情報セキュリティ委員会、電子行政推進課及び各課の役割と責任を情報セキュリティ対策基準等に具体化・詳細化し、基準等に基づいた適切な管理運営を行う必要がある。

情報資産分類の妥当性の検証(指摘事項)

「情報セキュリティ対策基準」(抜粋)

3 情報資産の分類と管理

(1) 情報資産の管理責任

ア 管理責任

情報資産は、当該情報資産を作成した所属の長が管理責任を有する。

イ 利用者の責任

情報資産を利用する者は、情報資産の分類に従い利用する責任を有する。

ウ 重要性の効力

情報資産が複製又は伝送された場合には、当該複製等も分類に基づき管理しなければならない。

(2) 情報資産の分類と管理方法

ア 情報資産の分類

対象となる情報システムの情報は、各々の情報の機密性、完全性及び可用性を踏まえ、次の重要性分類に従って分類する。

【重要性分類】

個人情報及びセキュリティ侵害が本市の住民の生命、財産等へ重大な影響を及ぼす情報。

公開することを予定していない情報及びセキュリティ侵害が行政事務の執行等に重大な影響を及ぼす情報。

外部に公開する情報のうち、セキュリティ侵害が、行政事務の執行等に軽微な影響を及ぼす情報。

上記以外の情報。

【現状・問題点・リスク】

電子行政推進課は、各活用課で策定する情報セキュリティ実施手順書の雛形を作成したが、その際に雛形作成の参考とするため、活用課所管システムに関し重要性分類調査を行い、結果を情

¹⁵ PDCA サイクル：管理のための Plan（計画）、Do（実施）、Check（解析、監査、監視）、Action（改善）のサイクルのこと。

報資産分類表にまとめた。

しかしながら、情報資産分類調査は、調査対象から漏れた課や重要性分類の回答がない課があり、不十分であったと思われる。

- ・介護保険課...調査対象漏れ
- ・固定資産税課(家屋調査システム)、健康増進課(養育・育成医療給付管理システム)、国民健康保険課(高額療養費支給システム)、保健所(保健所システム)、都市計画課(WebGISシステム)...重要性分類の回答なし

また、市民の個人情報を扱っている(重要性分類は)と想定される次のシステムの重要性分類が、 ~ になっていた。

活用課	システム名	重要性分類
環境衛生課	浄化槽台帳管理システム	
	畜犬管理システム	
下水道管理課	水洗便所改造工事資金貸付金管理システム	
	未水洗化家屋台帳	
総合教育センター	教育情報データベース	
北図書館	図書館システム	

電子行政推進課によると、電子行政推進課による重要性分類の妥当性の検証は行われず、各活用課の判断に任せられたまま情報セキュリティ実施手順書が作成されることとなった。このため、誤った重要性分類により必要な対策が洩れている可能性がある。

システムに関する重要性の分類は、情報セキュリティ対策を検討し実施するための重要な判断基準となるものである。この判断を誤ると、必要な対策が洩れたり、不十分となったりするなどにより、情報資産に重大な影響を及ぼす恐れがある。

【改善提案】

電子行政推進課は、活用課所管システムの重要性分類の妥当性を検証し、不適切な分類があれば各活用課に訂正するよう指導する必要がある。

また、利用環境の変化やシステムの更改等に応じて適宜重要性分類の見直しを行うこと及び見直し結果に対する検証や承認に関する手続を策定する必要がある。

情報セキュリティ実施手順書の策定状況の把握(指摘事項)

【現状・問題点・リスク】

電子行政推進課は、各活用課による情報セキュリティ実施手順書の策定状況を全ては、把握していないために、全庁的な情報セキュリティの整備状況が不明な状況にある。このままでは、全庁統一の取れたセキュリティレベルが確保されなくなる恐れがある。

【改善提案】

電子行政推進課は、各活用課による情報セキュリティ実施手順書の策定状況を正確に把握するとともに、情報資産の洗い出しを含めた全庁的な仕切り直しが必要かどうかの検討を行う必要がある。

情報セキュリティ実施手順書における異例事項のC10 決裁(指摘事項)

【現状・問題点・リスク】

児童家庭課では、情報セキュリティ対策基準よりも低レベルの対策を講じるものについては、当該で策定した情報セキュリティ実施手順書にその旨記載している。情報セキュリティ対策基準よりも低レベルの対策項目は以下のとおりである。

- ・ アクセスログ¹⁶の取得
- ・ ウィルス対策ソフトの導入
- ・ サーバ及び周辺機器のラック¹⁷収容
- ・ システムの冗長化対策

各課において、独自の判断で、情報セキュリティ対策基準よりも低レベルの対策が講じられた場合、全庁統一の取れたセキュリティレベルが確保されなくなる恐れがある。

【改善提案】

各課において、情報セキュリティ対策基準よりもレベルの低い対策を講ぜざるを得ないときは、その理由と将来的な対応方針等を明確にし、課内だけの決裁ではなくC10の決裁を取る必要がある。このような異例事項に対するC10決裁等については、情報セキュリティ対策基準に明確化し、庁内徹底する必要がある。

規程改訂時における決裁(意見)

「情報セキュリティ対策基準」(抜粋)

5 人的セキュリティ

(1) 役割・責任

ア 最高情報統括責任者(C10)

企画部を担当する助役を、本市における全てのネットワーク、情報システム、情報資産及び情報セキュリティに関する最終決定権限及び責任を有する最高責任者(C10:最高情報統括責任者)とする。

ク 情報セキュリティ委員会

(ア) 最高情報統括責任者(C10)は委員長となり、情報資産保護管理規程等の策定、変更、更新及び運用並びに情報セキュリティに関し、審議、決定の必要が生じた場合、速やかに情報セキュリティ委員会を召集し、開催しなければならない。また会議の議決事項は職員に周知徹底を図るとともに、適切な対応を指示、命令しなければならない。

【現状・問題点・リスク】

情報セキュリティ対策基準によると、情報セキュリティ委員会で審議、決定が必要とされる基準改訂等がある場合、委員会を開催することとされている。また、情報セキュリティに関する最終決定権限及び責任を有する最高責任者は、C10とされている。

¹⁶ アクセスログ：コンピュータの操作が行われた時間や送受信データの中身、操作内容などの記録のこと。

¹⁷ ラック：コンピュータ機器などを収容する施設可能な箱のこと。

情報セキュリティ対策基準の策定時（平成 16 年 8 月）は市長決裁を取ったが、平成 17 年 3 月の改訂時は内容に変更があるものではないとの理由により CIO 決裁を取らなかった。その改訂内容は、船橋市個人情報保護条例の全面改正（平成 17 年 3 月 31 日）に伴い、「8 法令順守」に記載された遵守すべき法令に記載されている「個人情報保護条例の条例改正日」を修正したものである。

【改善提案】

平成 17 年 3 月の情報セキュリティ対策基準の改訂は、内容の変更を伴うものではないため、情報セキュリティ委員会で審議、決定が必要とされる基準改訂等がある場合に相当せず、委員会開催を不要としたことは問題ないと思われる。しかしながら、基準を改訂する場合は、内容の変更有無にかかわらず、最終決定権限及び責任を有する CIO の決裁が必要と考えられる。

セキュリティ要件の雛形、ガイドラインの策定（意見）

「情報セキュリティ対策基準」（抜粋）

5 人的セキュリティ

(1) 役割・責任

カ 情報システム管理者

(イ) 情報システム管理者は、所管する情報システムにおける開発、設定の変更、運用、更新等を行う権限及び責任を有する。

【現状・問題点・リスク】

活用課でシステムを導入するときは、電子行政推進課と共同で RFP を作成するが、セキュリティ要件の雛形やガイドラインがないために、要件に漏れが生じ、一定のセキュリティレベルが確保できない恐れがある。

【改善提案】

全庁統一の取れたセキュリティレベルを確保するため、システムに実装するセキュリティ要件の雛形やガイドラインを整備し、それをもとにシステム導入時に必要な要件を検討し RFP に盛り込むことが望まれる。

全庁統一された情報セキュリティの管理・運営（指摘事項）

「情報セキュリティ対策基準」（抜粋）

5 人的セキュリティ

(1) 役割・責任

ク 情報セキュリティ委員会

(ア) 最高情報統括責任者（CIO）は委員長となり、情報資産保護管理規程等の策定、変更、更新及び運用並びに情報セキュリティに関し、審議、決定の必要が生じた場合、速やかに情報セキュリティ委員会を召集し、開催しなければならない。また会議の議決事項は職員に周知徹底を図るとともに、適切な対応を指示、命令しなければならない。

【現状・問題点・リスク】

情報セキュリティ対策基準には、「審議、決定の必要が生じた場合、速やかに情報セキュリテ

ィ委員会を召集し、開催しなければならない。」と記載されているが、委員会の開催事例はない。

基準によると、審議・決定事項がない場合は委員会を開催しなくともよいことになるが、委員会として実施すべき本来の役割を果たしていないために、審議・決定事項が発生せず、結果として委員会の開催が不要となるといった状況もあると思われる。

【改善提案】

CIO は、活用課における情報セキュリティ実施手順書の策定、電子行政推進課による支援、内部監査・教育の実施など、委員会として管理する事項を情報セキュリティ対策基準等に具体化・詳細化し、電子行政推進課や各活用課に対し具体的な活動を指示する必要がある。

また、情報セキュリティ委員会を適宜開催し、それらの活動状況を把握するとともに必要な是正措置を指示するなどにより、全庁的に統一の取れた情報セキュリティの管理・運営を行う必要がある。

電子行政推進課の役割・責任の明確化(意見)

「情報セキュリティ対策基準」(抜粋)

5 人的セキュリティ

(1) 役割・責任

ク 情報セキュリティ委員会

(I) 委員会の庶務は、電子行政推進課において処理する。

【現状・問題点・リスク】

電子行政推進課は、各活用課における情報セキュリティ実施手順書の策定やシステム導入時のRFP作成等において、各活用課に対し指導・助言を行っており、全庁的な情報セキュリティマネジメントの実務的な推進役として機能している。しかしながら、その役割に関する業務分掌が具体化・明示化されていないために、依頼があれば対応するといった受身の姿勢になっているものと思われる。

【改善提案】

電子行政推進課の役割や責任を情報セキュリティ対策基準等に明確化・文書化し、情報セキュリティ委員会等を通じて全庁に広報する必要がある。

電子行政推進課は、情報セキュリティの管理運営に関する役割や責任を再認識し、積極的に情報セキュリティの推進に取り組むことが望まれる。

情報資産保護管理規程等の遵守に関する自己点検の実施(意見)

「情報セキュリティ対策基準」(抜粋)

7 運用

(2) 情報資産保護管理規程等の遵守状況の確認

ア 統括情報セキュリティ担当者及び情報セキュリティ担当者は、情報資産保護管理規程等が遵守されているかどうかについて、また、問題が発生していないかについて確認を行い、問題が発生していた場合には速やかに最高情報統括責任者(CIO)に報告しなければならない。

【現状・問題点・リスク】

現在は、情報資産保護管理規程等が遵守されているかどうかについて、また、問題が発生していないかについての確認は行われていない。電子行政推進課では、情報資産保護管理規程等の遵守に関し、各課で自己点検できるようなチェックシートを検討中である。

【改善提案】

自己点検用チェックシートの作成にあたっては、単にチェックシートを用意するだけでなく、電子行政推進課と各課の役割・責任、作業内容、手順を明確化・文書化することが望まれる。

なお、電子行政推進課と各課の役割・責任、作業内容、手順については、情報セキュリティ委員会の審議事項とするとともに、自己点検結果については、委員会への定期的な報告事項とし、各課の実施状況を管理することが望まれる。

自然災害等も含む緊急時対応計画の見直し(意見)

「情報セキュリティ対策基準」(抜粋)

7 運用

(4) 緊急時対応計画

情報資産への侵害が発生した場合における連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧等の必要な措置を迅速かつ円滑に実施し、再発防止の措置を講じるために、緊急時対応計画を次のとおり定める。

【現状・問題点・リスク】

現在の緊急時対応計画は、外部からの侵入等による情報漏えい及びシステムの停止を前提としており、自然災害やハードウェア等の故障、プログラムミスなどによるシステムの停止は前提としていない。

自然災害やハードウェア故障などが発生した場合、業務が継続されない、円滑な業務復旧が行われぬなどの恐れがある。

【改善提案】

業務の継続、円滑な業務復旧のために、自然災害やハードウェア故障、プログラムミスなども前提とした緊急時対応計画の見直しと定期的な訓練を実施することが望まれる。

障害発生報告書の定め(意見)

【現状・問題点・リスク】

障害福祉課、介護保険課、児童家庭課ともシステムに関する障害発生の内容を記録・報告するための様式は用意していない。

【改善提案】

障害発生時の対応に関しては、全庁共通的な作業と考えられる。全庁で利用できる障害発生報告書の雛形を定めることが望まれる。

情報セキュリティ監査の実施(指摘事項)

「情報セキュリティ対策基準」(抜粋)

10 評価・見直し

(1) 監査

ア ネットワーク管理者及び情報システム管理者は、ネットワーク及び情報システムの情報セキュリティについて監査を定期的に行わなければならない。なお、監査とは別に、所管するネットワーク及び情報システムについて点検を実施しなければならない。

【現状・問題点・リスク】

市では、情報セキュリティに関する外部監査を検討したが、平成 18 年度は予算化されなかった経緯がある。平成 19 年度から内部監査を実施するよう検討を開始したとのことである。

【改善提案】

内部監査等の実施により、各課での情報セキュリティに関する整備・運用状況を点検し、不備な点を改善することにより、情報セキュリティマネジメントの PDCA サイクルをまわす必要がある。内部監査等の実施においては、情報セキュリティ委員会審議事項として、内部監査の計画や実施結果の審議を行う必要がある。

端末の利用者登録・廃止に関する申請書の定め(意見)

【現状・問題点・リスク】

障害福祉課、介護保険課、児童家庭課ともに、端末の利用者登録・廃止用の申請書がないために、登録・廃止申請時の責任者等の承認や担当者による登録・廃止作業の記録が残らない運用となっている。

このため、本来権限のないものに利用者登録を行う、利用者廃止が適切に行われななどにより、システムへの不正アクセスが発生する恐れがある。

【改善提案】

端末の利用者登録・廃止に関する申請書を定め、申請書に基づき利用者の登録・廃止作業を行い、その作業記録を一定期間保管する必要がある。

この利用者登録・廃止に関しては、全庁共通的な作業と考えられる。全庁で利用できる利用者登録・廃止申請書の雛形を定めることが望まれる。

ユーザ ID 管理簿の定めと定期的な棚卸(意見)

【現状・問題点・リスク】

情報漏えいなどの情報セキュリティ事故が発生した場合、端末利用に関するユーザ ID 管理簿は、漏えい者の特定などの重要な証拠資料となる。

しかしながら、障害福祉課では、ユーザ ID 管理簿は未作成であり、介護保険課、児童家庭課では、ユーザ ID 管理簿に登録・削除日(廃止日)欄がないといった運用状況である。

このようなユーザ ID 管理簿の未作成、不備により、情報セキュリティ事故発生時に迅速な原因究明が行えない可能性がある。

また、障害福祉課、介護保険課が所管するシステム及び電子行政推進課が所管する基幹系システム開発ツールのユーザ ID に関する棚卸が実施されていない。このため、退職などの異動時にユーザ ID の削除漏れがあった場合、棚卸が実施されていないために不要なユーザ ID の残存が発見されず、システムへの不正アクセスが発生する恐れがある。

【改善提案】

ユーザ ID 管理簿の作成やユーザ ID の定期的棚卸に関しては、全庁共通的な情報セキュリティ

対策と考えられる。全庁で利用できるユーザ ID 管理簿の雛形を定めるとともに定期的なユーザ ID の棚卸については、情報セキュリティ対策基準等に明記するなどにより、全庁共通的な運用として実施することが望まれる。

パスワードの定期的変更(意見)

【現状・問題点・リスク】

障害福祉課、介護保険課ともに、端末利用に必要なパスワードの定期的変更に関する運用規程はなく、変更は行っていない。このため、パスワードが第三者により見破られるあるいは漏えいするなどにより、システムへの不正アクセスが発生する恐れがある。

【改善提案】

定期的なパスワード変更については、全庁共通的な情報セキュリティ対策と考えられる。具体的な変更期間を定め、情報セキュリティ対策基準等に明記するなどにより、全庁共通的な運用が望まれる。

アクセスログの保管期間の定め(意見)

「情報セキュリティ対策基準」(抜粋)

6 技術的セキュリティ

(1) ネットワーク、情報システム及び情報資産の管理

ア アクセス記録の取得等

ネットワーク管理者及び情報システム管理者は、重要な情報を扱う情報システムについて、アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を全て取得し、盗難、改ざん、消去等を防止する措置を施した上で一定期間保存しなければならない。また、定期的にそれらを分析、監視しなければならない。

【現状・問題点・リスク】

システムのアクセスログは、不正アクセスの発見に重要な証拠資料であり、一定期間適切な保管が必要とされる。

基幹系システムの汎用機及びクライアント・サーバは、アクセスログを5年保存している。障害者検索システムでは、アクセスログはシステムの制限容量まで収録可能であるが、具体的な保管可能期間は不明とのことである。また、介護保険システムでは、アクセスログの保管期間は規定されていないが、調査の結果、今後2~3年はディスク上に保存可能であることがわかった。

全庁的にアクセスログの保管期間が定められていないために、情報漏えい等の事故調査の支障となる可能性がある。

【改善提案】

アクセスログの保管期間については、全庁共通的な情報セキュリティ対策と考えられる。具体的な保管期間を定め、情報セキュリティ対策基準等に明記するなどにより、全庁共通的な運用が望まれる。

ネットワーク機器の定期的調査(意見)

【現状・問題点・リスク】

障害福祉課、児童家庭課ともに、情報セキュリティ実施手順書に「許可のない端末等が接続されていないか、定期的に調査を行う」旨定めているが、運用されていない。

【改善提案】

個人情報を扱うシステムにおいて、ネットワーク機器の定期的調査は、全庁共通的な情報セキュリティ対策と考えられる。自己点検項目として、全庁レベルで実施することが望まれる。

個人情報授受における授受票の定め(意見)

【現状・問題点・リスク】

障害福祉課、介護保険課、児童家庭課においては、定例的な業務として外部機関との間で記録媒体による個人情報の授受が行われている。個人情報の授受の際に、授受票がないあるいは授受票はあるが授受者名が記載されていないなど、授受の際の相手確認や記録が不十分なケースが見受けられた。

授受の際の相手確認や記録が不十分な場合、個人情報が紛失するあるいは紛失した場合の原因究明に時間を要するなどのリスクがある。

【改善提案】

外部機関との個人情報の授受については、正確な受け渡しと、事後的な追跡を可能とするため、授受の都度授受票を手交し、責任者により一定期間授受票を保管することが望まれる。

授受票による手交については、全庁共通的な情報セキュリティ対策と考えられる。全庁で利用できる授受票の雛形を定めることが望まれる。

個人情報が含まれる記録媒体のキャビネット保管(意見)

「情報セキュリティ対策基準」(抜粋)

3 情報資産の分類と管理

(2) 情報資産の分類と管理方法

イ 情報資産の管理方法

(ウ) 記録媒体の管理

・重要な情報資産(重要性分類 以上)を記録した記録媒体は、耐火、耐熱、耐水、耐湿対策を講じた施設可能な場所に保管しなければならない。

【現状・問題点・リスク】

障害福祉課、児童家庭課においては、個人情報が含まれる記録媒体を担当者の机の中に保管するケースが見られた。

【改善提案】

個人情報が含まれる記録媒体は、情報セキュリティ対策基準のとおり、鍵つきキャビネット等により厳重に保管する必要がある。また、記録媒体の保管を明確にするために媒体管理簿又はデータ保管簿を作成し、管理者による管理が望まれる。

媒体管理簿又はデータ保管簿の作成については、全庁共通的な情報セキュリティ対策と考えられる。全庁で利用できる媒体管理簿又はデータ保管簿の雛形を定めることが望まれる。

データ削除手順の確立(意見)

「情報セキュリティ対策基準」(抜粋)

3 情報資産の分類と管理

(2) 情報資産の分類と管理方法

イ 情報資産の管理方法

(I) 記録媒体の処分

・記録媒体が不要となった場合は、当該媒体に含まれる情報の重要性分類 以上は、記録媒体の情報を復元できないように消去するか、または物理的に破壊したうえで廃棄しなければならない。

【現状・問題点・リスク】

障害福祉課や介護保険課では、個人情報が含まれる記録媒体授受の都度、用済みとなった電子データを「ファイル削除」や「フォーマット」機能により削除している。しかしながら、これらの機能では、データは完全に削除されず、復元できる可能性がある。

また、障害福祉課、介護保険課、児童家庭課ともに不要となったFD¹⁸は、はさみで切断することである。

【改善提案】

記録媒体に収録された電子データの削除については、全庁共通的な情報セキュリティ対策と考えられる。全庁で利用できる「廃棄の記録が行える」媒体管理簿の雛形を定めるとともに、データ削除については、復元不能な手順を確立し、情報セキュリティ対策基準等に明記するなどにより、全庁共通的な運用として実施することが望まれる。

また、不要となったFDなど記録媒体の破棄は、安全性(はさみ切断による怪我防止)や完全性(見読されない破壊)を考慮し、メディアシュレッダーなどによる安全で、完全な廃棄処理が望まれる。

(3) 情報システムの有効性

情報化投資の有効性評価体制の整備(意見)

【現状・問題点・リスク】

情報化投資の有効性に関する規定、手続、評価基準などがなく、システム導入前に想定した目的・効果が導入後に達成されたか検証が行われていない。

【改善提案】

内部の事務処理の省力化を目的としたシステムの情報化投資が行われており、これについて目的・効果が達成されたか否かを検証して、市民に対し説明することが望まれる。

情報化投資において事前に効果を明確にすること、事後に効果測定を実施してその有効性を評価すること、評価を次の情報化推進の施策に反映することなどに関する一連の規定、手続、評価基準及び評価体制を整備し、PDCAサイクルを確立することが望まれる。

¹⁸ FD(Floppy Disk) : 記録媒体のひとつ。

2. 電子行政推進課

(1) 調達の適切性

個人情報保護に係る契約締結（指摘事項）

「船橋市個人情報保護条例」（抜粋）

(委託に伴う措置)

第 11 条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務事業の全部又は一部を委託するときは、当該委託に関する契約において、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

【現状・問題点・リスク】《基幹系システム》

「船橋市個人情報保護条例」では、「個人情報の取扱いを伴う事務事業を委託するときは、当該委託に関する契約において、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。」と定めている。

しかし、下記平成 13 年度～平成 15 年度契約は、個人情報保護に係る受託者が講ずべき措置が定められていない。

基幹系委託契約

- ・平成 15 年度磁気テープ保管・集配委託
- ・平成 14 年度磁気テープ保管・集配委託
- ・平成 13 年度磁気テープ保管・集配委託

基幹系賃貸借契約(保守委託を含む)

- ・平成 15 年度ホストコンピュータ賃貸借
- ・平成 15 年度電子帳票管理システム用機器賃貸借
- ・平成 15 年度戸籍システム用端末機器等賃貸借
- ・平成 14 年度ホストコンピュータ賃貸借
- ・平成 14 年度電子帳票管理システム用機器賃貸借
- ・平成 14 年度戸籍システム用端末機器等賃貸借
- ・平成 13 年度ホストコンピュータ賃貸借
- ・平成 13 年度電子帳票管理システム用機器賃貸借

【改善提案】

委託先における個人情報保護のために、受託者が講ずべき措置を契約書に記載する必要がある。なお、平成 16 年度以降は、契約書の雛形に個人情報保護に係る受託者が講ずべき措置が盛り込まれた。

リース契約におけるリース物件の売主選定理由の明確化（指摘事項）

【現状・問題点・リスク】《基幹系システム》

下記システムの賃貸借契約において、1社を対象とした見積り合わせにてリース物件であるハードウェアの売主を決定したが、1社を対象とした理由が契約に係る決裁書に記載されていない。

- ・平成 14 年度ホストコンピュータ用端末機器（更新分）を賃貸借する際のハードウェアの決定
- ・平成 14 年度ホストコンピュータ用端末機器（船橋駅前総合窓口センター他）を賃貸借する

際のハードウェアの決定

- ・平成 14 年度戸籍システム用端末機器等を賃貸借契約する際のハードウェアの決定
- ・平成 13 年度電子帳票管理システム用機器を賃貸借する際のハードウェア部分の決定

【改善提案】

システム導入に関するリース契約におけるリース物件の売主の指定は、随意契約によるシステム導入業者の選定に相当すると考えられるため、合理的な理由を決裁書等に明確にする必要がある。

(2) 情報セキュリティ

バックアップデータの外部保管に関する統括情報セキュリティ担当者による許可（指摘事項）

「情報セキュリティ対策基準」（抜粋）

3 情報資産の分類と管理

(イ) 情報の管理及び取扱い

- ・情報の複製が納められた記録媒体を保管場所へ移す等、外部への持ち出し・送付を行う際は、統括情報セキュリティ担当者の許可を得るものとする。

【現状・問題点・リスク】《基幹系システム》

情報セキュリティ対策基準では、記録媒体の外部持ち出しなどの際は、統括情報セキュリティ担当者（企画部長）の許可を得るものとされている。

しかし、平成 17 年度におけるバックアップデータの遠隔地保管に関する業務委託は、情報セキュリティ担当者（電子行政推進課長）の決裁となっている。

【改善提案】

情報セキュリティ対策基準に基づき、統括情報セキュリティ担当者の決裁を得る必要がある。

記録媒体保管庫の常時施錠（意見）

「情報セキュリティ対策基準」（抜粋）

3 情報資産の分類と管理

(ウ) 記録媒体の管理

- ・取り出しが可能な記録媒体は、適切な管理を行わなければならない。

【現状・問題点・リスク】《基幹系システム》

記録媒体保管庫は電子計算機室内にあるが、保管庫は施錠を行っていない。このため、電子計算機室入室者により記録媒体が盗みだされ、情報が流失する可能性がある。また、情報が漏えいした場合に、監視カメラ等が設置されていないため、漏えい者を特定することが困難となる可能性がある。

【改善提案】

媒体盗難防止のために記録媒体保管庫は、常時施錠を行うことが望まれる。また、監視カメラ等を設置し、保管庫の入退状況のモニタリングを適宜行うとともに情報が漏えいした場合の漏えい者特定に利用することが望まれる。

非常用バッテリーの適時交換（意見）

【現状・問題点・リスク】《基幹系システム》

汎用機を設置している電子計算機室用の電源設備には、非常用バッテリーが用意されている。ただし、バッテリーの交換期限を約2年経過しており、定期点検では問題がないとされているが、停電時に非常用バッテリーが使用できない可能性がある。

【改善提案】

停電時に非常用バッテリーが確実に使用できるようバッテリーを交換期限に合わせ交換することが望まれる。

電子計算機室の入室カードの定期的棚卸（意見）

「船橋市電子計算機室等入退室管理規程」（抜粋）

(電子計算機室等の入室の許可)

第2条 電子計算機室に入室しようとする者は、電子計算組織を主管する課の長(以下「管理責任者」という。)の許可を得なければならない。

(入室カードの貸与)

第3条 管理責任者は、電子計算機室に入室することができる入室カードを次の各号の一に該当する者に対して貸与しなければならない。

- (1) 電子計算組織のオペレータ
- (2) 入力データの管理を行うエントリースーパーバイザ
- (3) システムのテスト及びジョブを実行するシステムエンジニア及びプログラマ
- (4) 電子計算組織の保守点検作業に従事する者
- (5) 電子計算機室の空調設備等の保守点検作業に従事する者
- (6) その他管理責任者が必要と認める者

2 管理責任者は、電子行政推進課事務室等に入室することができる入室カードを次の各号のいずれかに該当する者に対して貸与しなければならない。

- (1) 電子計算組織を活用する課の長
- (2) 事務室の清掃等の作業に従事する者を管理する課の長
- (3) その他管理責任者が必要と認める者

(平11訓令5・平15訓令5・一部改正)

(入室カード貸与の手続)

第5条 管理責任者は、第3条の規定により入室カードを貸与するときは、入室カードの貸与を受ける者から入室カード預り書(第2号様式)を提出させなければならない。

2 管理責任者は、入室カードを貸与したときは、入室カード管理台帳(第3号様式)に記載しなければならない。

【現状・問題点・リスク】《基幹系システム》

電子計算機室の入室の際は、入室管理システムによる入室カードの認証により入室者のチェックを行っている。入室カードの貸与を受ける場合は、入室カード預り書により管理責任者の承認を受けることとなっている。

入室カードの定期的な棚卸を実施しているとのことであるが、定期的な棚卸に関する規定がないため、継続されない恐れがある。また、棚卸の実施については、記録されていない。

【改善提案】

入室カードの定期的な棚卸に関する規定を定め、継続的に棚卸を実施するとともに実施に関する記録を行い、記録を保管することが望まれる。

入室記録の保存期間の規定化（意見）

【現状・問題点・リスク】《基幹系システム》

電算計算機室の入室管理システムによる入室記録（紙）については、保存期間の定めはないが、1か年保存されている。

入室記録の保存期間は短期間であり、情報漏えい等が発生した場合に、入室記録が廃棄されているため、漏えい者特定のための調査ができない可能性がある。

【改善提案】

情報漏えい事故は、漏えいが発生してから長期間経過後に発覚することがあるため、入室記録の保存期間の見直し及び規定化が望まれる。

端末機のワイヤー等による固定（指摘事項）

「情報セキュリティ実施手順書 電子計算組織 業務系ネットワーク」（抜粋）

4 物理的及び環境的セキュリティ対策

(2) ハードウェアの盗難防止

本システムで使用する端末機（パソコン）は、ワイヤー等で固定し端末機本体やハードディスクの盗難を防止する。

【現状・問題点・リスク】《基幹系システム》

基幹系システムの端末機は、ワイヤーによる固定等の盗難防止策が実施されていないため盗難にあう可能性が高い。

また、端末機の一部には、情報が収録されているものがあり、盗難により情報が漏えいする可能性がある。

【改善提案】

情報セキュリティ実施手順書に基づき、盗難等を防止する観点から端末機は、ワイヤー等で固定する必要がある。

開発担当者の本番環境へのアクセス制限（意見）

【現状・問題点・リスク】《基幹系システム》

本番環境に係るアクセス権限をシステムの開発担当者に付与している。このため、開発担当者は、許可なくいつでも本番プログラム・本番データにアクセスすることが可能である。

【改善提案】

開発担当者による許可のない本番プログラム・本番データへのアクセスを防止するため、開発担当者には本番環境のアクセス権限を付与しないことが望まれる。

ユーザ ID の付与に関する承認手続（意見）

【現状・問題点・リスク】《基幹系システム》

汎用機の開発ツールのユーザ ID 付与については、登録・削除に関する申請書がなく、承認手続も明確でない。ユーザ ID 付与の承認手続がないために、不正なユーザ ID が登録されるあるいは不要なユーザ ID が残余する恐れがある。

【改善提案】

不正なユーザ ID が登録されるあるいは不要なユーザ ID が残余することのないように、登録・削除に関する申請書を定め、承認手続を明確化することが望まれる。

ユーザ ID の個人別付与（指摘事項）

「情報セキュリティ対策基準」（抜粋）

5 人的セキュリティ

(4) アクセスのための認証情報及びパスワードの管理

イ パASSWORDの管理

職員は、自己の管理するパスワードに関し、次の事項を遵守しなければならない。

(3) 職員間でパスワードを共有しないこと

【現状・問題点・リスク】《基幹系システム》

基幹系財務会計システムにおいては、ユーザ ID を課毎に付与している。ユーザ ID が個人別に付与されず、共有されているため情報漏えいなどの情報セキュリティ事故が発生した場合、漏えい者の特定が困難となる可能性がある。

【改善提案】

情報漏えいなどの情報セキュリティ事故が発生した場合、漏えい者の特定を可能とするためにユーザ ID は、個人別に付与する必要がある。

利用者個人によるパスワード変更機能の追加（意見）

【現状・問題点・リスク】《基幹系システム》

基幹系システムの端末機のログインパスワードについては、利用者個人による変更機能がないため、運用管理者による変更が必要となっている。管理者といえども、利用者のパスワードを知りうる立場にあることは好ましくない。

【改善提案】

利用者個人によるパスワード変更機能の追加を検討することが望まれる。

開発端末の定期的なパスワード変更（指摘事項）

「情報セキュリティ実施手順書 電子計算組織 業務系ネットワーク」（抜粋）

8 アクセス制御

(4) 電算主管課長は、パスワードを随時変更し、端末取扱者又は端末装置管理者へ通知する。

【現状・問題点・リスク】《基幹系システム》

汎用機の開発ツールのパスワードについては、パスワード変更の運用が行われていない。このため、パスワードが第三者により見破られるあるいは漏えいするなどにより、システムへの不正アクセスが発生する恐れがある。

【改善提案】

情報セキュリティ実施手順書に基づき、不正アクセスを防止する観点から定期的にパスワードを変更する必要がある。

情報システム仕様書等の保管管理（指摘事項）

「情報セキュリティ対策基準」（抜粋）

6 技術的セキュリティ

(1) ネットワーク、情報システム及び情報資産の管理

イ 情報システム仕様書等の管理

ネットワーク管理者及び情報システム管理者は、ネットワーク構成図、情報システム仕様書については、記録媒体に関わらず業務上必要とする者のみが閲覧できる場所に保管しなければならない。

【現状・問題点・リスク】《基幹系システム》

ネットワーク構成図、情報システム仕様書については、業務上必要としない者でも閲覧可能な場所に保管されている。このため、情報システム仕様書等が業務上必要としない者に閲覧され、不正行為に利用される可能性がある。

【改善提案】

業務上必要としない者による不正利用防止のために、情報システム仕様書等は、業務上必要とする者のみが閲覧できる場所に保管する必要がある。

テスト仕様書及びテスト実施記録の作成と上位者による確認・承認（意見）

【現状・問題点・リスク】《基幹系システム》

職員による基幹系システムの開発において、上位者によるテスト結果の確認は行われているとこのことであるが、テスト仕様書が作成されていないため、必要なテストが漏れる恐れがある。また、テスト実施結果も記録されないため、上位者による承認記録が残らない。このため、本番稼働後の障害発生時に、障害原因の分析が適切に行われない可能性がある。

【改善提案】

必要なテストが漏れることのないように、テスト仕様書及びテスト実施記録を作成し、それをもとに上位者が確認・承認することが望まれる。

プログラムの本番登録時の承認（意見）

【現状・問題点・リスク】《基幹系システム》

本番環境にプログラムを登録する際に、上位者による承認が行われていない。本番登録に係る承認手続がないために、不正なプログラムや誤ったプログラムが登録される恐れがある。

【改善提案】

不正なプログラムや誤ったプログラムが登録されることのないように、プログラムの本番登録に関する承認手続を明確化することが望まれる。

責任者及び監督者の届出等（意見）

「情報セキュリティ対策基準」（抜粋）

6 技術的セキュリティ

(4)システム開発、導入、保守等

ウ 情報システムの開発及び導入

情報システム管理者は、システム開発及び保守時の事故・不正行為対策のため、次の事項を定め、実施しなければならない。

責任者及び監督者

作業員及び作業範囲

システム開発及び保守等の事故・不正行為に係るセキュリティ対策に関すること

開発・保守に関するソースコードの提出に関すること

開発・保守の際のセキュリティ上問題となりうる恐れのある OS¹⁹、ミドルウェア²⁰及びアプリケーションソフト²¹の使用を禁止すること

開発・保守の際のアクセス制限に関すること

.....

開発・保守を行った者の利用者 ID、パスワード等の当該開発・保守終了後に不要となった時点で速やかな抹消に関すること

【現状・問題点・リスク】《基幹系システム》

基幹系システムの外部委託によるシステム開発においては、契約書または仕様書に情報セキュリティ対策基準に定めるようなシステム開発及び保守時の事故・不正行為対策についての記載がないために、これらが実施されない可能性がある。

【改善提案】

委託先の適正な管理のために契約書または仕様書に、システム開発及び保守時の事故・不正行為対策について記載することが望まれる。

OS のセキュリティパッチの適用(指摘事項)

「情報セキュリティ対策基準」（抜粋）

6 技術的セキュリティ

(4)システム開発、導入、保守等

¹⁹ OS (Operating System) : キーボード入力や画面出力といった入出力機能及びディスクやメモリの管理など多くのアプリケーションソフトから共通して利用される基本的な機能を提供し、コンピュータシステム全体を管理するソフトウェアのこと。

²⁰ ミドルウェア : データベース管理システムなど、OS とアプリケーションソフトの中間的な性格を持ったソフトウェアのこと。

²¹ アプリケーションソフト : 財務会計ソフトや人事管理ソフトなど業務で使用されるソフトウェアのこと。

オ ソフトウェアの保守及び更新

(ア) ソフトウェア 独自開発ソフトウェア及び汎用ソフトウェア 等を更新、または修正プログラムを導入する場合は、不具合及び他のシステムとの相性の確認を行い、計画的に更新または導入しなければならない。

(イ) 情報システム管理者は、情報セキュリティに重大な影響を及ぼす不具合に対する修正プログラムについて、速やかな対応を行うこととし、その他のソフトウェアの更新等については、計画的に実施しなければならない。

【現状・問題点・リスク】《基幹系システム》

基幹系システムの本庁設置端末は、OS に関するセキュリティパッチを適用しているが、連絡所、出張所等の端末は未適用であり、今後適用する予定である。

OS のセキュリティパッチが適用されない場合は、情報漏えい等の情報セキュリティ事故が発生する可能性が高くなる。

【改善提案】

情報漏えい等の情報セキュリティ事故の発生を防止するために、連絡所、出張所等の端末についてもセキュリティパッチの早急な適用が必要である。

リース物件の無償保守期間における個人情報保護に関する措置（指摘事項）

「船橋市個人情報保護条例」(抜粋)

(委託に伴う措置)

第 11 条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務事業の全部又は一部を委託するときは、当該委託に関する契約において、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

(指定管理者の指定に伴う措置)

第 12 条 実施機関は、指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該管理に関する協定において個人情報の適切な取扱いについて指定管理者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

(従事者の義務)

第 13 条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者、受託業務に従事する者若しくは従事していた者又は市の指定管理者としての業務に従事する者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

【現状・問題点・リスク】《基幹系システム》

下記リース物件の保守業務については、リース物件の売主による 1 年間の無償保守期間経過後に市が売主と委託契約を行っている。ただし、売主による無償保守期間中に関しては、市と売主との保守契約がなく、個人情報保護に関する制約事項を明確にしないまま保守業務が実施されている。

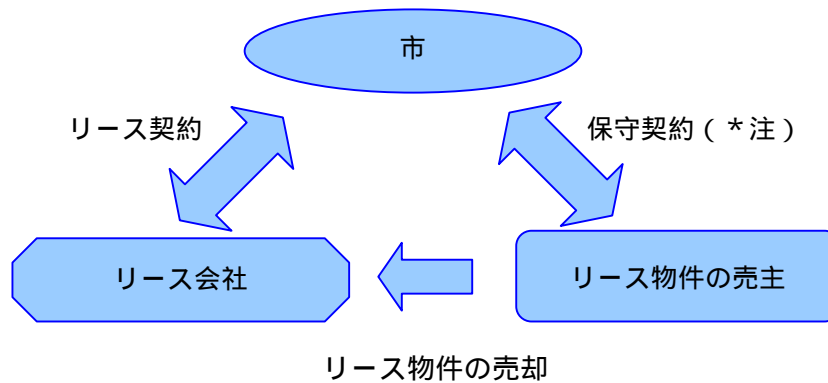
リース契約書とこれに係る仕様書にも、個人情報保護に関する制約事項はなく、無償保守期間中は、売主において適切な個人情報の取扱いが行われない可能性がある。

・平成 17 年度 庁内基幹 LAN（更新）設備機器等賃貸借契約

- ・平成 17 年度 ホストコンピュータ用端末機器（国民健康保険課他）賃貸借契約
- ・平成 17 年度 外国人登録用端末機器賃貸借契約

リース契約における市とリース会社、売主との関連は、次の図のとおりである。

図 リース契約における市と事業者関連図



（*注）保守契約はリース2年目以降に市とリース物件売主との間で締結するが、リース開始1年間は無償保守期間のため締結されない。

【改善提案】

リース物件の売主に対して適切な個人情報の取扱いを行わせるために、無償保守期間においても個人情報保護に関する措置を講じる必要がある。

3. 障害福祉課、介護保険課、児童家庭課

(1) 調達の適切性

業務委託時の契約の締結(指摘事項)

【現状・問題点・リスク】《母子寡婦福祉資金貸付システム》

母子寡婦福祉資金貸付システムの保守業務委託契約において、契約書にプログラム改修に関する条項がないまま、改修の依頼をしている。平成 18 年 4 月よりプログラム改修が 2、3 件発生したが、納品書や作業報告書は作成されていない。

【改善提案】

契約書に記載されていない作業は、不具合等が発生したときなどの責任があいまいなために委託業者との間で紛争が発生する可能性がある。このようなことを避けるために、契約書等で委託業務内容を明確にする必要がある。

随意契約理由の具体化(指摘事項)

【現状・問題点・リスク】《母子寡婦福祉資金貸付システム》

母子寡婦福祉資金貸付システムを購入する際の随意契約理由として「児童扶養手当管理システムと連携することにより経費削減が可能」とあるが、他社から見積りを取ることが行われなかったため、どの程度他社と比較して経費が削減されたかどうか不明である(システム導入時は企画調整課の担当。購入金額は 7,875 千円)。

【改善提案】

他社からも見積りを取るなどにより、他社システムと比較してどの程度経費に差が出るか確認し、随意契約理由としてその内容を具体的に記載する必要がある。

リース契約におけるリース物件の売主選定理由の明確化(指摘事項)

【現状・問題点・リスク】《介護保険システム》

介護保険システムに必要な機器導入において、B 社をリース物件の売主としたリース契約を締結したが、B 社を売主とした理由が決裁書には記載されていない。

介護保険課によると、「製造元から購入することで安価に調達できると判断した。」とのことである。また、見積り合わせに関する決裁書には、「システム開発業務は、B 社に決定している。システム検討の結果、機器の構成を決定した。ついては、リース契約の元となる価格を決定するため、B 社と見積り合わせをしてよろしいか」と記述されている。

【改善提案】

システム導入に関するリース契約におけるリース物件の売主の指定は、随意契約によるシステム導入業者の選定に相当すると考えられるため、合理的な理由を決裁書等に明確にする必要がある。

ソフトウェアとハードウェアの分離調達による経費削減(指摘事項)

【現状・問題点・リスク】《障害者検索システム、母子寡婦福祉資金貸付システム》

障害者検索システムの導入において市が作成した RFP には、パッケージソフトウェアの導入だけでなく、サーバや端末などのハードウェアの調達も含まれていた。このため、ソフトウェアとハードウェアの分離調達による経費削減効果は発揮できなかった。

母子寡婦福祉資金貸付システムの導入において締結した委託契約(随意契約)には、パッケージソフトウェアの導入だけでなく、パソコン、ルータなどのハードウェアの調達も含まれていたが、ハードウェアの値引き交渉は行われなかった。

【改善提案】

ハードウェアの調達については、ソフトウェアと分離させ、競争入札や複数業者による見積り合わせなどを行うことにより、より一層の経費削減を図る必要がある。

契約金額決定プロセスの明確化(指摘事項)

【現状・問題点・リスク】《障害者検索システム》

障害者検索システムの導入において、市の RFP に対し業者が提案した時点の価格は、78,000 千円であったが、その後業者と詳細をつめる過程で、81,500 千円と 3,500 千円増加した。しかし、その差額発生の原因や経緯などについては、決裁文書に記載されていない。

【改善提案】

システムの導入業者決定後に機能の詳細を詰める過程で契約金額が当初の業者提案価格と異なることは、ある程度やむを得ないと思われるが、契約金額決定までのプロセスや提案価格と契約金額が相違する理由は、決裁文書等で明確にする必要がある。

ハードウェア調達における費用削減(意見)

【現状・問題点・リスク】《介護保険システム》

介護保険システムの導入において、必要な機器はリース契約で調達することとし、指名競争入札によりリース業者を選定した。入札金額の最高額と最低額の差は、月 14 千円の僅差であり、5 年間の累積としても 840 千円の差でしかない。(リース契約のベースとなる機器の価格は 12,300 千円)

ファイナンスリース契約を入札することにより、リース料率の競争を行わせ費用を削減させる一定の効果は期待できるが、一般的にはリース料率には大きな差が発生しないため、大きな費用削減効果は期待できない。

【改善提案】

より大きな費用削減効果を得るためハードウェアの調達の際には、賃貸借を前提としたリース料率に対する競争入札ではなく、市あるいはリース業者による買取りを前提とした購入価格に対する競争入札を実施することが望まれる。

リースの契約範囲の適正化(意見)

【現状・問題点・リスク】《障害者検索システム》

障害者検索システムの導入において、市が作成した RFP に記載された委託業務の内容には、ソフトウェア、ハードウェアの導入だけでなく、ハードウェアの設置、保守やデータの移行といった作業も含まれていた。このため、業者から提出された見積書には、設置作業、保守作業(1年目)、データ移行作業に関する費用が含まれ、リース契約のベースとなる価格もこれらを含んだ金額で締結された。

【改善提案】

設置作業等の作業費用は資産的に価値のあるものではないため、リース契約の対象とすることは望ましくない。設置作業、保守作業、データ移行作業費用は、一時経費として別に契約を締結し、リース契約には含ませないことが望まれる。

要求仕様の確実な確認(指摘事項)

【現状・問題点・リスク】《障害者検索システム》

障害者検索システムの導入において、市が作成した RFP には「職員ごとにユーザ ID、パスワードを管理できること」と記載されているが、障害者検索システムの「EUC²²検索」機能には、個人別ユーザ ID/パスワードがなく、共通 ID/パスワードで運用されている。EUC 検索は、条件指定により登録されている市民の個人データをダウンロードし、記録媒体に落とすことが可能であり、情報漏えいリスクが高い機能と思われる。

【改善提案】

EUC 検索は、個人別にユーザ ID/パスワードが付与されていないため、情報が漏えいしたときに漏えい者の特定が困難となる恐れがある。個人別 ID 付与機能がシステム化されなかった理由を調査し、機能追加を検討する必要がある。

契約におけるセキュリティ条項の遵守(指摘事項)

【現状・問題点・リスク】《障害者検索システム》

障害者検索システムに関する 18 年度システム保守契約書に記載された個人情報管理者の設置報告は実施されていない。

また、ハード障害時の保守作業報告書(平成 18 年 9 月 21 日)によると、A 社は B 社に保守業務を再委託しているが、再委託の承諾に関する市への通知は実施されていない。

【改善提案】

委託業者に厳格に個人情報を扱わせるために、契約書どおり個人情報管理者設置の報告や再委託に関する届け出が必要である。

請負契約における納品物の明確化と適切な検収(指摘事項)

【現状・問題点・リスク】《障害者検索システム、母子寡婦福祉資金貸付システム》

障害者検索システムの導入において、市が納品物の検収で使用する予定にしていた試験計画書及び試験結果は作成されず、検収作業がどのように行われたか不明である。なお、納品書も委託業者より提出されなかった。

²² EUC (End User Computing) : エンドユーザによるデータのダウンロード及び加工による情報活用のこと。

母子寡婦福祉資金貸付システムの開発業務委託において、契約書には委託対象範囲及び委託内容として、パッケージソフトウェアの改良、データ移行、仕様書・仕様マニュアルの作成、運用説明等と記述されているが、これらに関する具体的な納品物の記述はなかった。また、納品時に納品書は提出されたが、納品物は「一式」とされ明細がないため、何が納品されたか不明である。なお、仕様書や設計書は、納品されていない。

【改善提案】

委託業者から提出される納品物は契約書等により事前に明確にするとともに、検収に必要な試験項目を明確にし、それに基づき試験を行い、試験結果を一定期間保管する必要がある。

なお、パッケージソフトウェアのカスタマイズを前提とした開発業務委託の場合は、プログラム・ドキュメントの著作権は委託業者に帰属させることもやむを得ないと思われるが、カスタマイズ部分については今後も修正・変更することが見込まれるため、ソースプログラム、設計書、仕様書は成果物として提出させる必要があると思われる。

委託先における作業実績の管理(意見)

【現状・問題点・リスク】《障害者検索システム、介護保険システム、児童扶養手当管理システム、母子寡婦福祉資金貸付システム》

障害者検索システムの保守業務委託において、保守作業の都度、作業予定表兼報告書が委託業者より報告される。作業予定表兼報告書には、保守業務が「ハードウェア保守か、ソフトウェア保守か」、「障害対応か、依頼による作業か」を分類し、作業実績時間を記入する欄がある。ただし、記入漏れが多く、保守作業を適切に管理しているとはいえない状況である。障害福祉課では、次年度の保守契約金額について、過年度の作業実績やイベント（制度改正等の変更）予定などを反映させず、前年度と同額としている。

介護保険システムの運用支援業務委託において、委託業者が作成する進捗会議資料には、障害対応、Q&Aによる調査、簡易な修正依頼などの作業内容に応じた対応工数が記載されている。ただし、これらの作業内容に応じた工数は、集計されておらず、業務委託期間において作業分類ごとの総工数が把握されていない。

児童扶養手当管理システムの保守業務委託において、詳細な作業内容を記載した文書はない。

母子寡婦福祉資金貸付システムのプログラム改修において、委託業者側で対応した改修工数などの管理はしていない。また、保守業務委託において詳細な作業内容を記載した文書はない。

【改善提案】

システムの保守、運用支援業務委託においては、作業報告書や完了報告書に作業時間や対応工数を記載させ、作業結果を確認するだけでなく、次年度以降の契約時費用算定の参考とすることが望まれる。

(2) 情報セキュリティ

情報セキュリティ対策基準の職員への周知(意見)

【現状・問題点・リスク】《障害福祉課》

障害福祉課においては、平成18年1月に課内で情報セキュリティ対策基準を供覧したが、ボリュームや内容からして課内に周知徹底されたとは考えていないとのことである。

【改善提案】

今後は、各課で必要な対策を情報セキュリティ対策基準から抜粋するなどにより、わかりやすい資料を作成したうえで、課内勉強会等を開催し、周知徹底することが望まれる。

情報セキュリティ実施手順書の決裁(指摘事項)

「情報資産の保護及び管理に関する規程」(抜粋)

(情報セキュリティ実施手順の策定)

第7条 情報システムを所掌する所属の長は、対策基準に基づき、個々の情報システムについて情報セキュリティ対策を具体的に実施するために、当該情報システムに係る情報セキュリティ実施手順(以下「実施手順」という)を定めなければならない。

【現状・問題点・リスク】《障害福祉課、児童家庭課》

「情報資産の保護及び管理に関する規程」によると、情報セキュリティ実施手順書については、情報システムを所掌する所属の長が策定に関する責任者であるが、障害福祉課、児童家庭課ともに、情報セキュリティ実施手順書の策定に関し、課長の決裁は行われなかった。

【改善提案】

規程どおり、情報セキュリティ実施手順書は課として正式な規程とする必要がある。このため、情報セキュリティ実施手順書を策定する責任者である情報システムを所掌する所属の長(課長)の決裁が必要である。

情報セキュリティ実施手順書の職員への周知(指摘事項)

【現状・問題点・リスク】《障害福祉課、児童家庭課》

障害福祉課においては、情報セキュリティ実施手順書は、供覧などによる周知が行われていない。

児童家庭課においては、新入職員、異動職員に対する情報セキュリティ実施手順書に関する研修等は実施されていない。

【改善提案】

情報セキュリティ実施手順書については、課独自で策定しているため、課内で適宜研修を実施する必要がある。

ユーザ ID の個人別付与(指摘事項)

【現状・問題点・リスク】《介護保険システム、児童扶養手当管理システム、母子寡婦福祉資金貸付システム》

介護保険課の職員に対しては、介護保険システム用のユーザ ID を個人別に付与しているが、非常勤職員に対しては個人別に付与せず、職員のユーザ ID を借用し端末を利用している。

児童扶養手当管理システムの本庁利用者 3 名には、個人別にユーザ ID を付与しているが、船橋駅前総合窓口センターの設置端末は、共通 ID/パスワードで運用している。

母子寡婦福祉資金貸付システムにおいては、個人別にユーザ ID を付与する機能はなく、共通 ID/パスワードによる運用のため、異動者、退職者も使える状態にある。

ユーザ ID が個人別に付与されず、共有され、情報漏えいなどの情報セキュリティ事故が発生

した場合、漏えい者の特定が困難となる可能性がある。

【改善提案】

情報漏えいなどの情報セキュリティ事故が発生した場合、漏えい者の特定を可能とするためにユーザ ID は、個人別に付与する必要がある。

パスワードの利用者自身による変更管理(意見)

【現状・問題点・リスク】《障害者検索システム、介護保険システム、母子寡婦福祉資金貸付システム》

障害者検索システム、介護保険システム、母子寡婦福祉資金貸付システムともに、利用者自身によるパスワード変更機能が実装されていない。このため、パスワードが第三者により見破られるあるいは漏えいするなどにより、システムへの不正アクセスが発生する恐れがある。

【改善提案】

利用者自身によるパスワード変更機能の追加を検討することが望まれる。

OS のセキュリティパッチの適用(指摘事項)

【現状・問題点・リスク】《障害者検索システム、児童扶養手当管理システム、母子寡婦福祉資金貸付システム》

障害者検索システム、児童扶養手当管理システム、母子寡婦福祉資金貸付システムについては、サーバ等における OS のセキュリティパッチの適用は行われていない。

OS のセキュリティパッチの適用が実施されない場合は、情報漏えい等の情報セキュリティ事故が発生する可能性が高くなる。

【改善提案】

情報漏えい等の情報セキュリティ事故の発生を防止するために、保守業務に関する委託業者と OS のセキュリティパッチの要否に関する打合わせを行い、セキュリティパッチ適用の方針を明確にする必要がある。